

## 武豊町地域公共交通会議規約等の改正について

## ○背景

国土交通省では、地域公共交通の維持に対する支援として、乗合バスの運行費等に対し、「地域公共交通確保維持事業」に基づき、交通事業者等へ支援が行われております。

以前の補助制度では、補助要件として地域公共交通計画（旧：地域公共交通網形成計画）の作成や、同計画における補助系統の位置付け等を求めておりませんでした。真に公的負担により確保・維持が必要な系統等に対し、効果的・効率的な支援を実施するため、令和2年11月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正と合わせる形で、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置付けの補助要件化（計画制度と補助制度の連動化）が行われました。

※（参考）「地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の連動化に関する解説パンフレット」  
令和4年3月 国土交通省 総合政策局 地域交通課 発行

※経過措置期間あり：令和6年事業年度（令和5年10月1日～令和6年9月30日）まで

## ○改正理由・目的

本町では地域公共交通計画を令和4年4月に策定し、計画において、コミュニティバス「ゆめころん」の必要性・位置付け・役割等を記載し、補助系統として記載しておりますが、計画制度と補助制度の連動化により、補助金執行について変更がありました。

これまで、地域間幹線系統である「ゆめころん赤ルート」と地域内フィーダー系統である「ゆめころん青ルート」に関する補助金は、乗合運行事業者へ交付され、町へ精算金として入金されておりましたが、補助金執行の変更後は、下記のとおり、地域内フィーダー系統である「ゆめころん青ルート」については変更となります。

そのため、今回の計画策定や計画制度と補助制度の連動化を反映させるため、規約をはじめ、庶務規程および会計規程に関しましても、内容を「別添資料13～15」のとおり、改正させて頂くものであります。

また、協定書につきましても、規約等の改正に合わせて、内容を「別添資料16」のとおり、改正させて頂くものであります。

	現行		法定計画(地域公共交通計画)の有無	経過措置期間 (～令和6年事業年度)		経過措置期間終了後 (令和7年事業年度～)	
	補助計画	交付先		補助計画	交付先	補助計画	交付先
幹線	生活交通確保維持改善計画(幹線) ※主に県単位	乗合事業者 又は 都道府県・市町村法定協議会	都道府県法定計画あり	都道府県法定計画 又は 生活交通確保維持改善計画(幹線)	都道府県法定協議会 又は 乗合事業者	都道府県法定計画	都道府県法定協議会 又は 乗合事業者
			都道府県法定計画なし 市町村法定計画あり	市町村法定計画 又は 生活交通確保維持改善計画(幹線)	市町村法定協議会 又は 乗合事業者	市町村法定計画	市町村法定協議会 又は 乗合事業者
			都道府県・市町村法定計画なし	生活交通確保維持改善計画(幹線)	乗合事業者	補助対象外	
フィーダー	生活交通確保維持改善計画(フィーダー) ※主に市町村単位	乗合事業者、 自家用有償旅客運送者 又は 市町村法定協議会	都道府県法定計画なし 市町村法定計画あり	市町村法定計画 又は 生活交通確保維持改善計画(フィーダー)	市町村法定協議会 又は 乗合事業者等	市町村法定計画	市町村法定協議会
			都道府県・市町村法定計画なし	生活交通確保維持改善計画(フィーダー)	乗合事業者等	補助対象外	